

川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
指定事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第10条第1項及び第11条第2項の規定に基づき、川崎市が指定した指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者、指定障害者支援施設等の設置者若しくはその従業者又は指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくはその従業者であった者、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者及び指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「市指定事業者等」という。）及び市指定事業者等の行った障害福祉サービス、地域相談支援及び計画相談支援を使用した者に対し、その支援内容並びに介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特定障害者特別給付費（以下「自立支援給付費等」という。）の請求等に関する質問等について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び自立支援給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、市指定事業者等に対し、「川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）」、「川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第71号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）」並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」等に定める支援内容及び自立支援給付費等の請求等に関する事項について周知徹底することを方針とする。

(指導形態等)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、本市が指定の権限を持つ市指定事業者等に対して、必要な指導の内容に応じて、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

運営指導は、本市が指定の権限を持つ市指定事業者等において、原則、実地に行う。

(指導対象の選定)

第4条 指導は全ての市指定事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の各号に定める基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに障害福祉サービス等を開始した市指定事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 前項に定める者以外については、事業の種類等に応じて、年に1回実施する。ただし、運営指導の対象となった市指定事業者等の出席については任意とする。

ウ 市指定事業者等に対して、指導事項等が生じた場合、適宜、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 運営指導

ア 市指定事業者等のうち、前年度において、運営指導を実施していない指定障害者支援施設等の設置者に実施する。

イ 市指定事業者等（指定障害者支援施設等の設置者を除く。）が運営する事業所のうち、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助を行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。

ウ 指定後間もない障害福祉サービス事業者等については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は、新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。

エ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合等、障害福祉サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。

オ その他、本市が指定の権限を持つ市指定事業者等に対して、指導が必要と認める場合において実施する。

(指導方法等)

第5条 指導方法は、原則として次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

市は、指導対象となる市指定事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等について、文書により通知する。

イ 指導方法

集団指導は、障害福祉サービス等の取扱い、自立支援給付費等支給関係事務、自立支援給付費等の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で実施する。

なお、集団指導に欠席した市指定事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 指導通知

市は、第4条第2号に規定する指導の対象となる市指定事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

運営指導は、厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、市指定事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。ICTで書類を管理している市指定事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、市指定事業者等に配慮した文書確認の方法についても留意するものとする。

また、厚生労働省が定める「主眼事項及び着眼点」のうち非常災害対策の非常災害には火災だけでなく水害・土砂災害等々の自然災害についても含むものとする。

さらに、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、必要な文書を徴し確認するものとする。

ウ 講評

運営指導終了時、指導結果の講評を行う。

エ 指導結果の通知等

指導結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

オ 改善報告書の提出

市は、当該指定事業者等に対し、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

(指導後の措置等)

第6条 指導後の措置等は原則として次のとおりとする。

(1) 運営指導後の措置

運営指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な市指定事業者等については、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、再度の運営指導を行う。

(2) 監査への変更

運営指導中に、以下に該当する状況を確認した場合には、運営指導を中止し、直ちに川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律指定事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行うことができるものとする。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 自立支援給付費等の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(合同指導の実施)

第7条 指導に当たっては、必要に応じて関係各課及び関係機関等の協力を得て合同で実施することができる。

(指導の整合性、効率化への対応)

第8条 川崎市健康福祉局社会福祉法人指導監査実施要綱に基づく指導監査との間で、指導監査事項の整合性を図るとともに効率的な指導監査に努めるため、監査体制及び提出書類等を一体的に実施若しくは一部を省略することができる。

(都道府県等との連携)

第9条 市は、都道府県及び市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで、適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導について必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月2日から施行する。